

整備管理規程

(所在地)

(会社名)

第1章 総則

目的

第1条 本規程は、道路運送車両法（昭和26年運輸省第185号。以下「法」という。）第50条の規定に基づき中部運輸局に選任届出をした整備管理者の執行する職務及びこれに必要な権限について規定する。

職務の遂行

第2条 整備管理者は、この規程の定めるところに従い、公正にその職務を遂行しなければならない。

整備管理者及び補助者の選任等

第3条 整備管理者の選任は、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号。以下「規則」という。）第31条の4に規定された資格要件を備えた者のうちから代表者が任命することで行なうものとする。

2. 代表者は、整備管理者を選任、変更若しくは解任したとき、その他規則第70条第1項第3号（注. 1）に該当する場合には、15日以内に国土交通省に届出なければならない。
3. 整備管理者の補助者を選任する場合は、整備管理者と同等又はこれに準じた知識及び能力を有すると認められる者（整備管理者の資格要件を満足する者又は研修等により整備管理者が十分な教育を行った者）のうちから代表者が任命するものとする。補助者を選任した場合にあっても、車両の整備管理に関する責任は、整備管理者自身が有するものとする。
4. 代表者は、整備管理者、補助者その他の車両管理を行う者の氏名、連絡先等を社内の見やすいところに掲示して、従業員全員に周知徹底するものとする。

補助者との連携等

第4条 整備管理者は、職務の適切な実施のため補助者と密接に連携をとるものとする。

2. 整備管理者は、自らが営業所に不在のときに補助者を通じて職務を実施する場合には、その職務を実施するために必要な情報をあらかじめ補助者に伝達しておくものとする。
3. 前項の場合において、整備管理者は、補助者に対し職務の実施結果について報告を求め、その職務内容の正確な把握に努めるとともに、必要に応じてその情報を記録・保存するものとする。
4. 整備管理者は、前項により補助者が選任された場合には、遅滞なく、その氏名等、所属及び補助する職務の範囲等について、別紙に記載するものとする。これは、補助者の変更又は解任があった場合も同様である。

第2章 権限及び職務

職務

第5条 整備管理者は、代表者の指示に従い、その管轄する事業用自動車（以下「車両」という。）の整備状態及び自動車車庫の状態を常に把握し、車両が安全、かつ、円滑に運行できるように努力しなければならない。

権限等

第6条 整備管理者は、規則第32条に規定する次の職務を遂行するものとする。

- (1) 日常点検（道路運送車両法第47条の2）の実施方法を定め、それを実施すること又は運転者に実施させること。
- (2) 日常点検の実施結果に基づき、車両の運行の可否を決定すること。
- (3) 定期点検整備（道路運送車両法第48条）について、技術上の基準により車両を点検すること又は整備工場等に実施させること。
- (4) 上記以外の随時必要な点検について、それを実施すること又は整備工場等に実施させること。
- (5) 日常点検、定期点検又は随時必要な点検の結果から判断して、必要な整備を実施すること又は整備工場等に実施させること。
- (6) 定期点検整備又は前号の必要な整備の実施計画を定めること。
- (7) 点検整備記録簿その他点検・整備に関する記録簿を管理すること。
- (8) 自動車車庫を管理すること。
- (9) 上記に掲げる職務を処理するため、運転者、整備要員等を指導監督すること。

補助者の権限及び職務

第7条 補助者は、整備管理者が自ら業務を行うことができない場合に、運行の可否の決定及び日常点検の実施の指導監督等日常点検に関する職務を行なう。補助者は業務の執行結果について、速やかに整備管理者に報告しなければならない。

2. 補助者が前項の職務を行うに当たり疑義を生じた場合又は故障若しくは事故が発生した場合、その他必要があると認めた場合には、速やかに整備管理者と連絡を取り、その指示に従うものとする。
3. 整備管理者が不在のときに補助者が職務を実施する場合、あらかじめ当該職務の実施に必要な情報について、整備管理者から伝達を受けておかなければならぬ。

第3章 車両の安全確保及び環境の保全

日常点検

第8条 整備管理者は、車両の安全確保及び環境の保全等を図るため、その運行の開始前に、自動車点検基準（昭和26年運輸省令第70号。以下「点検基準」という。）

による日常点検を自ら実施するか、又は補助者もしくは乗務する運転者に実施させなければならない。

2. 日常点検を実施した者に、その点検結果を所定の日常点検表に記入させ、整備管理者又は補助者に報告させなければならない。ただし、整備管理者自ら実施した場合には、整備管理者は、その結果を所定の日常点検表に記入しなければならない。

日常点検の結果の確認

第9条 整備管理者は、日常点検の結果に基づき、運行の可否を決定しなければならない。万一、車両の安全運行に支障をきたす不良箇所があったときは、直ちに運行管理者と連絡をとるとともに、整備を行わせる等適切な措置を講じ、整備を完了した後でなければ運行の用に供してはならないものとする。

定期点検整備

第10条 整備管理者は、車両の安全確保及び環境の保全等を図るため、定期点検整備の実施計画を定め、自動車分解整備業者に依頼する等、これを確実に実施しなければならない。

2. この場合の定期点検整備とは、道路運送車両法第48条に定めるものをいい、点検基準のより、事業用貨物自動車は三月毎に行なわなければならない。

なお、車両の使用状態等により、整備管理者が必要と認めたときは、適宜、走行距離、運行等の状態から自主点検などの点検整備を実施するものとする。

点検整備の記録及び保管管理

第11条 点検・整備の実施結果は、点検整備記録簿及び日常点検表に所定の事項を記入し、保存・管理するものとする。

2. 定期点検整備記録簿については当該車両に据え置くものとし、営業所においては、その写し等を1年間保存するものとする。

臨時整備

第12条 整備管理者は、点検整備の確実な実施等により臨時整備をなくすよう努めることとする。やむなく発生した故障に対しては、発生年月日、故障(作業)内容、車両の使用年数、走行距離、使用部品等について記録のうえ、原因を把握し、再発防止に努めるものとする。

車両故障等

第13条 整備管理者は、車両故障に関する事故が発生した場合には、運行管理者と連絡をとり、適切な措置を講じ、原因の究明に当たるものとする。

2. 整備管理者は、自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）第2条第11号（自動車の装置故障）及び第12号（故障による車輪の脱落、被牽引自動車の分離）に該当する事故が発生した場合には、乗務員から速やかに報告させるものとし、代表者へ報告するものとする。
3. 代表者は、事故の発生から30日以内に、所定の事故報告書により、最寄りの運輸

支局を経由して国土交通大臣に報告しなければならない。

車両成績の把握等

第14条 整備管理者は、各車両の使用年数、走行距離、燃料消費率、油脂消費率、部品費、稼働率等を把握し、これらを活用して車両の性能の維持向上等に努めるものとする。また、保有車両について、故障又は不正改造等により道路運送車両の保安基準違反となっていないかどうか等車両状態の把握に努め、違反となっている場合には、速やかに適切な点検整備を実施することとする。

燃料油脂、その他資材の管理

第15条 整備管理者は、燃料、油脂の品質並びに数量の管理を行い、消費の削減に努めるものとする。

2. 部品、タイヤ、その他の資材について、品質、数量を適切に管理し合理的な運用を図るものとする。

第4章 車庫の管理

点検施設等の管理

第16条 整備管理者は、点検整備、洗車に必要な施設整備及び車両の保管場所の管理を行うものとする。

第5章 指導教育

整備管理者の研修

第17条 代表者は、運輸局長から、選任した整備管理者について研修を行なう旨の通知を受けたときは整備管理者に研修を受けさせなければならない。

2. 整備管理者は、代表者から研修を受講すべき指示を受けたときは、当該研修を受けなければならない。

補助者の指導教育

第18条 整備管理者は、補助者に対して下表のとおり指導教育を行い、その能力の維持向上に努めるものとする。

なお、業務上必要な情報を入手した場合には、代表者に情報提供するとともに補助者に適宜、指導教育するものとする。

従業員の指導教育

第19条 整備管理者は、点検整備等整備管理の職務に関する事項について、その周知徹底と知識の向上を図るため、整備要員、運転者その他必要に応じ従業員に対して指導教育を行うものとする。

附則

この規程は、令和 年 月 日から実施する。

注1 規則第70条第1項第3号に規定される変更内容

- 1 届出者の氏名又は名称及び住所
- 2 届出者が自動車運送事業者であるかの別
- 3 自動車の使用の本拠の名称及び位置
- 4 整備管理者の氏名及び生年月日
- 5 整備管理者の兼職の有無（ある場合は、その職名及び職務内容）

指導教育を行うとき	指導教育の内容
補助者を選任するとき	<ul style="list-style-type: none">・整備管理規程の内容・整備管理者選任前研修の内容（整備管理者の資格要件を満足する者以外が対象）
整備管理者選任後研修を受講したとき	<ul style="list-style-type: none">・整備管理者選任後研修の内容（他の営業所において、整備管理者として選任されている者以外が対象）
整備管理規程を改正したとき	<ul style="list-style-type: none">・改正後の整備管理規程の内容
行政から情報提供を受けたときその他必要なとき	<ul style="list-style-type: none">・行政から提供された情報等必要に応じた内容

運行管理者・整備管理者を次の者に任命する。

職名	氏名	業務内容
運行管理者		
整備管理者		

年月日
代表者_____

下記の者が次の職に任命されたので通知します。

任命年月日	職名	氏名	業務内容

年月日
整備管理者_____

